

荒尾市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

荒尾市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務及び番号法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務（以下「条例で定める事務」という。）において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

①特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）
- ・荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）
- ・荒尾市情報セキュリティポリシー

（安全管理措置）

②特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

③特定個人情報等は、番号法に定められた事務及び条例で定める事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正な利用、収集・保管及び提供をするとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

- ④特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法及び荒尾市個人情報保護条例に基づき本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

- ⑤特定個人情報等の保護に関する管理規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 問合せ先(開示請求等に係る手続案内、苦情相談等を含む。)

荒尾市総務部総務課行政管理係

電話番号 0968-63-1209 (直通)

ファクシミリ 0968-62-3270

メールアドレス somu@city.arao.lg.jp